

個人情報保護委員会（第161回）議事概要

- 1 日時：令和2年12月18日（金）14：30～15：00
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、熊澤委員、小川委員、中村委員、大島委員、
加藤委員、大滝委員、宮井委員、藤原委員
福浦事務局長、佐脇審議官、三原事務局次長、西中総務課長、
赤阪参事官、山澄参事官、片岡参事官、濱口参事官、松本参事官

4 議事の概要

- (1) 議題1：個人情報保護制度の見直しに関する最終報告案について
事務局から、資料に基づき説明を行った。

中村委員から「地方公共団体の個人情報保護制度の検討については、8月の委員会において、『地方公共団体や民間事業者の意見をよく聞くことが重要である。そして、検討会での議論が、地域や国が取り組まなければならない課題の解決に役立つようなデータの利活用の促進と、住民の権利の適切な保護に資することを期待する』という趣旨の意見を申し上げた。9月以降、検討会においては、経済団体及び地方団体からのヒアリング、そして約1800の全地方公共団体を対象にしたアンケート調査の結果などを踏まえた検討が行われ、地方公共団体や民間事業者の意見をよく聞きながら、共通ルールの法制化に向けて建設的な議論が行われたことを、議事録から読み取らせていただいた。検討会の委員の方々始め検討会に出席された地方団体、経済団体、事務局など関係の方々の御尽力に敬意を表したいと思う。現在、我が国では、社会全体のデジタル化を強力に進めていくことが政府の喫緊の課題であり、推進の司令塔として「デジタル庁」が創設の運びとなった。社会全体のデジタル化に対応して個人情報保護とデータ利活用の両立が要請される中、この最終報告案は、データ利活用を円滑化するため共通ルールを求める民間からの声に応えると同時に、地方の個人情報保護制度にも配慮したものとなっている。最終報告案は原案のとおりでよろしいかと思う。その上で、今後、一元的な監視監督権限を有することとなる委員会としても、今後の法案化作業、法施行後の執行面でしっかり取り組んでいく必要があると思う」旨の発言があった。

藤原委員から「委員会は元々、マイナンバー法の制定に伴い、平成26年にマイナンバーを監視・監督する組織である特定個人情報保護委員会として設置されたものである。その重要性に鑑み、いわゆるスクラップアンドビルドを経ずに、三条機関として設置されている。その後、平成27年の法改正により、個人情報保護法を所管することになり、特定という言葉が取れ、個人情報保護委員会に改組され、現在の体制が整備されている。今回の方向性に基づけば、官

民を通じた個人情報の保護と利活用という、新たな大きな、言わば第三のミッションが与えられるものとも考えられる。官民双方及び地方公共団体の監視も行政機関に対するものに準ずるという意味で行うわけで、我が国の全体を見るということになる。そういう意味で、EUの中の個人情報保護の進んだ国の体制と同様の法制度が整いつつあるといえると思う。このような新たに与えられた課題を担うことになるとすると、委員会の組織体制も従来と同じというわけにはいかないのではないかと考える。一元的監督という新たなミッションに対して、体制を整える必要性が強いのではと考える。実際、EU各国は、予算、人員においても、そのような体制にふさわしいものを持っていると思う。したがって委員会としても総力を挙げて、今後の課題を見据えた体制の強化等に取り組む必要があると考える」旨の発言があった。

丹野委員長から「今回の見直しは、元々、3年ごと見直しの中で、各方面から御要望があつて、それを受け、議論がスタートしたものであり、本最終報告案は、有識者検討会がこれまで約1年にわたり議論してきた結果であると承知している。有識者検討会の委員の皆様を始め、各方面で議論に携わっていただいた多数の方々に改めて敬意を表したいと思う。中村委員からも触れられたが、藤原委員から委員会にとって第三のミッションであるといったお話があった。私もそのとおりだと思う。この点は我々としてもしっかりと受け止め、今後、委員会に求められる体制の構築に正面から取り組む必要がある。さらに今後、本最終報告案に示されている方向性を法案において具体化できるよう進めてまいりたいと思う」旨の発言があった。

本最終報告案は、今後開催される個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースにおいて、個人情報保護制度の見直しに関する最終報告として決定されることとなっており、この点、当該最終報告の決定までの間で修正を要する場合、基本的には委員長に一任し、委員長と事務局とで調整するということとして、委員会としても、本案により決定されることについて異議はないということでした承された。

(2) 議題2：監視監督について①

※内容については非公表。

(3) 議題3：監視監督について②

※内容については非公表。

以上